

会議名	もと西淡路小学校跡地活用事業者募集に関する地元説明会
日 時	令和8年3月27日（金） 19時から20時10分まで
場 所	東淀川区役所出張所 3階会議室
出席者 （順不同）	【地域（16名）】 本小学校跡地にゆかりのある地域のみなさま 【もと西淡路小学校跡地検討会議委員2名】 【東淀川区役所（9名）】 犬塚副区长 保健福祉課 子育て・教育グループ（大谷課長） 保健福祉課 保健福祉グループ（小谷課長代理） 地域課 安全まちづくりグループ（大橋課長） 地域グループ（堀田課長・福田課長代理・富康係長・寺内係員・安田係員）
議事要旨 （概要）	1 開会 2 副区长あいさつ もと西淡路小学校跡地活用に関しては、西淡路・淡路地域の代表の方にご参加いただき、これまで議論を重ねていただいた。 令和6年8月から11月にかけて、マーケット・サウンディングを実施してきた。 このような経過を踏まえ、事業者公募を実施する運びとなり、公募内容の説明をする場を設けさせていただくこととなった。 3 もと西淡路小学校跡地活用事業者の募集について マーケット・サウンディングの実施結果について説明。また、もと西淡路小学校跡地活用事業者の募集内容について説明。 （参考資料「もと西淡路小学校跡地活用にかかるマーケット・サウンディング（市場調査）結果」について） ・マーケット・サウンディングの実施について、令和6年2月の地元説明会でのご意見のうち一部を実施要領に反映している。 （マーケット・サウンディングの実施要領について） ・「防災の内容について、バリアフリーの建物であることを入れてほしい」、「高齢者や障がい者、子どもなども使いやすいようなものにしてほしい」、「もと西淡路小学校の避難所などになぜエアコンをつけない」、「積極的に求める条件で地域の要望に沿った提案にしてくれた民間事業者について加点するように検討してほしい」といった意見をいただいております、マーケット・サウンディングの実施要領に反映している。 ・「必須条件、積極的に求める条件もすべて前提条件にしてほしい」というご意見に関しては、前提条件が多くなると、事業者の参加が難しくなるおそれがあるため実施要領へ反映していない。

- ・マーケット・サウンディングの実施結果は、1社と対話を実施し、貸付期間や賃料に関してのご意見をいただいた。いただいた意見の中には、応募条件の変更が必要となるものはなかった。

(資料3ページ)

- ・もと西淡路小学校跡地活用にかかる活用事業者募集公募型プロポーザル（二段階審査方式）について、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項に基づく事業用定期借地権設定契約による土地貸付、もと西淡路小学校（屋体棟）を土地貸付相手方に対して随意契約による売却を実施するものとして、事業者を公募するもの。
- ・もと西淡路小学校は児童数の減少により、学校配置の適正化に基づく西淡路小学校と淡路小学校の統廃合に伴い、平成28年4月に廃校となった。西淡路・淡路地域は新大阪エリアに隣接しており、交通の便が非常に良好で、阪急淡路駅周辺の連続立体交差事業による鉄道の高架化などの交通インフラの整備に伴い、さらなる発展と賑わいが期待されている。
- ・一方で、西淡路地域においては、災害時避難所として指定している施設が、もと西淡路小学校以外になく、近隣に条件の合致する施設がない状況である。また、災害発生時の防災拠点として、同校を防災拠点として活動を確保し続けることが重要であると考えている。また、廃校後も住民同士のつながりの強化や地域全体の活力を高めるため、幅広い世代を対象にした交流イベントの開催など、地域コミュニティ形成のための活動拠点として重要な役割を果たしている。
- ・このような背景から、平成31年に同校跡地の今後の活用方策を検討するため、もと西淡路小学校跡地検討会議を設置した。検討会議において、活発な議論を重ね、地域防災拠点及び地域コミュニティ形成に資する活動拠点として活用を望む声が多く、屋体棟を除く校舎等の解体撤去を行った後、新たに建設される施設の一部に地域防災拠点等を備えることを条件とした、民間事業者への土地貸付を行うことにより、活用することとした。
- ・本プロポーザルは、応募事業者において地域防災拠点機能の確保だけでなく、民間事業者の自由な発想とノウハウにより、地域住民との連携が図られるとともに、地域防災・地域コミュニティのさらなる発展につながる提案を期待している。

(資料5ページ)

- ・貸付対象地・売却対象物件及び解体撤去条件の土地貸付概要及び建物売却概要を記載している。

(資料6ページ)

- ・（参考）明細図の下に解体撤去条件付き建物等（屋体棟を除く）ということで、本件土地には現存の校舎等が存置している。これらの建物は老朽化が著しいことから、活用事業者が本件土地を整備する前に、本件土地敷地内すべての建物等

について、解体撤去工事を実施していただく。また、今の講堂ではなく、旧講堂の基礎部分、杭等についても埋設物撤去工事を実施していただく。建物（屋体棟等）売却については耐用年数が残っており、後ほど資料 8 ページで説明する土地利用計画条件に記載の各条件を満たす活用可能な建物であることから、活用事業者に対して現状有姿で売却する。

（資料 7 ページ）

- ・なお、建物売却後に活用事業者においていわゆる講堂（屋体棟）を解体して、新たに屋体棟を建設することを妨げるものではない。
- ・次の表に各校舎等の面積を記載しているので、またご一読いただきたい。

（資料 8 ページ～11 ページ）

- ・もと西淡路小学校跡地の土地利用計画条件について記載している。本件で求める地域防災拠点の機能等の整備以外にも、地域貢献に資する自由な提案を広く求めるものとしている。地域防災拠点として、災害発生時には開放していただく。災害時避難所は容易にたどり着けるように動線を確保するとともに、高齢者や障がい者などの受け入れにも対応したバリアフリーな状態で 1,345 人収容としている。さらに、避難生活の環境を良好に保つため、電気、ガス、水道を確保することとし、トイレや空調機を設置して避難所生活の環境確保を図る。平常時は事業用スペースとして利用することが可能であるが、災害時や地域防災訓練などの地域全体のコミュニティ形成に資する活動スペースとして開放可能な状態とし、地域の防災訓練や防災会議、防災学習会などにおける定期的な利用を想定している。また、当災害避難所は建物利用者および従業員等の避難場所とは別に確保することとし、既存の校舎等は解体撤去を条件としているため、これを満たす新たな施設などが必要となっている。
- ・大規模型地震時などの一時的または緊急的に避難する一時避難所として 2,200 人収容としている。一時避難所の場所については屋外に確保していただく。また、災害時や地域の防災訓練、防災会議や防災学習会などの定期的な利用の際は、速やかに開放可能な状態としていただく。
- ・水害時一時避難所は、河川氾濫などの水害から一時的または緊急避難する施設として、1,000 人収容としている。施設については、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物で浸水想定を上回る高さの屋内または屋上に設置していただく。さらに、既存の校舎等は解体撤去を条件としているので、これを満たす新たな建物が必要となる。また、避難所の運営事務所について、屋内に 30 人程度のスタッフの利用に必要なスペース及び作業スペースの確保をしていただく。さらに、災害時救助用備蓄物資保管スペースいわゆる備蓄倉庫については、浸水想定を考慮して屋内に確保をしていただく。当該保管スペースについては活用事業者の利用は不可とし、備蓄物資の確認のため大阪市の職員が立ち入る。備蓄物資については本市の負担において購入し、配備する。
- ・選挙実施時に求めるものについて、西淡路投票区の投票所として機能しており、

周辺に代替施設がないことから引き続き投票所として維持する必要がある。投票所設営にあたって必要なスペースの確保や高齢者や障がい者、車いす利用者に配慮したレイアウトが必要となる。そのため、施設の 1 階部分についてバリアフリー対応となるような計画にさせていただく。また、選挙当日の夜間に撤収作業が可能であることとしている。

- ・資料 11 ページは主な防災拠点機能・投票所機能の詳細を表にしており、必要な面積等について記載している。

(資料 12、13 ページ)

- ・地域貢献に資する提案について、現在も地域コミュニティ形成を目的として、季節ごとの行事や交流イベントが開催されているため、これらのコミュニティ活動の活動場所の提供を任意提案として積極的に求めている。新たな地域コミュニティ活動について令和 4 年度に実施した地域住民等へのアンケートを参考に、可能な範囲で提案をしていただき、現行のコミュニティ活動については同校を活用して行われてきた各活動を踏まえ、その維持や発展につながるソフト面、ハード面の両方から貢献できる内容を可能な範囲で提案させていただく。

(資料 14～17 ページ)

- ・契約上の特約等について記載している。土地の貸付条件について記載しており、契約の種別は事業用定期借地権設定契約、貸付期間は令和 8 年 12 月 1 日から令和 58 年 10 月 31 日としている。本件土地及び建物等の取扱いについて、本件土地は現状有姿のまま引き渡しを行う。また、同報系防災行政無線設備（防災用スピーカー）について、大阪市（危機管理室）が所管し、本市の費用負担と責任において補修点検及び修繕を行う。活用事業者による校舎等の解体撤去については、防災用スピーカーのほか、放送用アンプや無線機器についてすべて取り外していただき、保管、再設置等が必要であるとしている。
活用事業者が本件土地で実施する事業に起因する交通渋滞や路上駐車車両が発生しないように、駐車場を整備するなどの対策を講じていただく。

(資料 18～22 ページ)

- ・活用上の制約について記載している。地域住民の生活環境への配慮や安全確保をしていただく。また、禁止事項として①居住の用途、②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団またはその他反社会団体の利用、④政治的用途や宗教的用途、⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動のための用途を禁止している。また、運営開始前に地域説明会を開催し、活用内容について説明をしていただく。続いて、費用負担等について、災害時避難所として開設する期間は、災害発生の日から 7 日間を基本として開設する。また、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合、大阪市と活用事業者により協議・決定する。

- ・活用事業者の決定方法について、応募事業者が提示した計画提案の内容を外部の有識者等で構成する選定会議で審査のうえ、土地利用計画条件に適合する事業計画を選定して、選定された事業計画を提案した応募事業者を対象に価格提案審査を実施し、予定貸付料以上で最も高い価格提案を行った者を活用事業者として決定する。

(資料 23～40 ページ)

- ・応募にかかわる詳細やスケジュールについて記載しています。事業スケジュールについて、応募登録は令和 8 年 3 月 25 日から令和 8 年 8 月 24 日までとしている。現地見学会は令和 8 年 5 月 11 日から令和 8 年 5 月 15 日、応募事業者からの質問受付期間は令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 7 日までとしている。申込受付期間は令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 8 月 24 日で、提案内容の審査は令和 8 年 9 月 1 日に計画提案審査(選定会議)を開催し、令和 8 年 9 月 25 日に価格提案審査を受けて活用事業者を決定する。土地部分については事業用定期借地権設定契約の締結を令和 8 年 11 月 17 日頃までに行い、契約期間の開始を令和 8 年 12 月 1 日としている。

4 地域課長挨拶

年度末の差し迫った忙しい時期に、多数の地域の皆様方にご参加いただき、感謝を申し上げます。西淡路小学校は大変歴史のある学校で、平成 28 年に統合されるまでに、12,832 名の卒業生の方がおられて、本日お集まりの皆さま方にも多くおられるかと推察するが、大変思い出深い学校と存ずる。閉校後も地域防災拠点、学校体育施設開放事業や生涯学習ルーム事業の活動の場として利用いただいた愛着のある場所と認識している。一方、西淡路・淡路地域は阪急の連続立体交差事業やリニア中央新幹線の整備などを控え、これからの発展が楽しみな地域である。新大阪駅東口ですが、約 1,600 人が入るライブハウスもできるということで、楽しみのある地域と考えている。今回の跡地活用は西淡路・淡路地域の潜在性を活かしつつ、地域の皆様が長年暮らし愛着ある場所を「安全で安心して暮らせるまち」として、地域の皆様と一緒に作り上げたいという思いでこれまで進んできたと考えている。令和 7 年度当初の公募を目指してきたが、アスベスト調査が事前調査に加え、分析調査が必要になるなど、公募のための作業に時間を要し、何とか年度内に公募することができ、地域の方々とこの日を迎えられたことを大変嬉しく思う。募集要項では活用事業者に対しても防災活動をはじめ、密接な地域との連携を求めているので、地域の皆様も引き続き我々とともにこの地域の発展にご尽力賜りたい。

5 質疑応答

(地) → 地域出席者

(区) → 区役所

(区) 要領の 25 ページにもあるとおり、事業者もこの内容を見て、内容に質問がある場合は、こちらに書いているとおり、メール等での受付としている。
本日、要領の具体的な中身については、この取扱いと同様、公正公平の観点から、要領の中身に関する部分についてはお答えできないが、それ以外の部分について、質問等あればお受けする。

(地) 避難所であるが、今年度中に契約ということで、建物を新しく建てられる。どのぐらいのスパンで避難所がなくなるんだろうか。旧西小がいつまで使えるのか。

(区) 事業者が決まって工事等をする期間中、今の避難所が使えないとして、いつまで使えて、いつ頃まで使えない状態なのかと。

まず事業者から提案をいただき、その提案内容がどういったものかによるところが大きいので、直ちに「この期間から使えなくて、この期間までは使えます」とは言い難い。工事にかかる前にも設計等いろいろ構想されるので、それなりの期間がかかり、工事の規模によるが、一定の期間がかかるものと考えていただきたい。その際は、周辺の災害時避難所等をご利用いただくことになろうかと思うので、ご理解のほどお願いします。

(地) では、いつまで私たちはあそこを使えるか。

明日災害が起きたら、私たちはどこへ逃げるのか。いつまであそこに逃げればいいのか、いつまでですよっていう次の日はどこへ逃げればいいのか。あそこに逃げてくださいというところの、受け入れの人数は確保できるのか、お聞かせいただきたい。事業者が決まって、はい、今日からはこの施設ですよっていうのは、今たぶん誰も分からないと思うが、今あるところがいつから使えないかというのはお返事いただきたい。

じゃないと私たちもどこに逃げたらいいのか、どこへ行けばいいのか、受け入れができるのか。具体的に教えてほしい。

(区) 「いつまで今の施設が使えるのか」という点と、「その先の逃げる先が何人まで行けるのか」という点に分けて回答する。

前者については、新しい事業者が決まったら、12 月 1 日に売買契約を締結し、事業者に権利が移ることになる。我々の権利があるのは 11 月末までになるが、災害が起きた場合は、先ほど申し上げたとおり、地域と連携して対応するよう事業者に申し上げている。

事業者が決まってから基本合意協定などを結んでいくが、例えば設計期間で工事をしていないのであれば、物理的に使える可能性があるかと思う。そのあたりは事業者が決まってから、12 月 1 日以降いつまで使えるのかを事業者と調整し、可能な限り避難していただくことができるようにする話は可能と思っている。ただ、それも事業者が決まって、どういう計画なのか、い

つ壊すのかといった話によると思っている。

その辺りは事業者が決まったら、事業者から地域にも説明するよう要領に記載しているので、その辺りも踏まえた説明会を事業者の方でしていただく形になると思う。

(地) 解体して新しい施設を作って、使ってくださいねという間は1、2ヶ月では収まらないと思うので、明日からはここ、というお知らせをするためには具体的に、逃げた先に受け入れてもらえるかという根回しもお願ひしないといけないと思うが。

(区) 今回この公募にあたって、念頭においたのが一番規模の大きい、上町断層帯の地震の時の避難想定の数値で、1,345人である。少なくともそれはいるということで、今回の公募には反映している。

工事について、開発事業者が決まった後のことをご説明する。

今のところ、これから事業者を決定していくので、明確な数値は言えないが、事業者の方と決定後に調整していく。もと西淡路小学校の施設が使えなくなる場合、皆様にご周知をさせていただきながら、この後、災害で使えるようになるまでの間が一番心配と思う。

体育館は有償譲渡という形になっており、事業者が決定した後、その体育館をどう使うかは、まだわからない。ただ、有償譲渡であるので、体育館をそのまま改修して使う可能性も残っている。

避難場所の選定は、淡路中学校や啓発地域の避難場所もある。加えて、もと西淡路小学校の施設が、一定期間残る可能性もあるので、そういったところを見極めながら、地域の皆様と開発期間中のルールを作っていきたいと考えている。

(地) 今言われてるのは、開発が始まってその間、我々の避難所はどこになるのかということだと思う。それをはっきりさせないと。

啓発小学校や淡路中学校などそういう施設があることは認識している。

(区) どこに避難しなさいとは決まっていない。大阪市の避難所で言えば、例えば新大阪の近くでたまたまおられた方が地震に遭われて、その近くの避難所に行くことも可能性としているので、必ずしも「どこかに行かなければならない」というわけではない。

ただ、近いところに行かれることが多いと思うので、選択肢としては淡路中学校、啓発地域の避難所等になるが、どういう行動パターンが望ましいかは、役所の方から「こうしましょう」とは今言えず、選択肢を一緒に俎上に載せながら話し合いできたらと考えている。

明確に「ここ」とは今申し上げられないが、候補としては淡路中学校になってくると思う。

(地) 淡路中学校は淡路地域であるが、淡路地域の人たちと西淡路地域の人たちが一緒に入っていくだけのスペースとか物とか確保されているのか。

(区) スペースに関して言えば、淡路地域も西淡路地域も最大で千人ちょっと超える規模になる。西淡路小学校と淡路中学校を足すと、受入人数としては、二百数十人ほどスペース的に足りない。

淡路中学校で言えば、ある条件のもとで 800 人ぐらいの受入人数と算定しているが、「800 人で終わり」という性格のものではないと思う。

既存の残っている施設で、どういう組み合わせが望ましいのかを決めていかなければならない、というご理解をいただければと思う。

(地) 具体的に、これから先、避難訓練を誰と一緒にどこでしたらいいのを知りたい。ある程度は道筋を着けていただかないと、初めましての方が淡路中学校で、いきなりそこで私たちがスタッフが動けるわけですから、具体的に教えていただかないと、もう少し具体的に話を進めていただきたい。

(区) 今回、公募の前段階で地域の皆さん方とお話合いができなかったという制約がある。今の懸念は当然考えているので、より具体的に訓練に反映させ、地域の皆様にルールとしてお示しできるよう努めていきたい。

(地) 具体的にどこへ逃げたらいい、ということを書いていかないといけない。訓練を通して覚えていく。地区の防災計画を立てるとなるとどこに行ったらいいのか、防災リーダーや町会長が知っていないといけない。体育館が残るとなれば体育館を使うとか、あやふやにしているとみんな混乱になってくる。

その期間をどうするというのを区役所と膝を突き合わせて具体化しておかないといけないと考えている。

審査が 9 月 1 日、地域のメンバーもその中に入るか。

(区) 審査については、有識者の方に非公開で審査していただくことになっているので、入っていただくことは叶わない。

(地) 役所が審査することにはならないと思う。我々住んでいる人間が審査しないことには審査にならないと思う。違うか。

(区) おっしゃる意味は理解するが、そこについては申し訳ないが、選定員は決まっている。

(地) 18 ページの地域説明会の開催は、公聴会のことと置いていいか。質問の

時に私たちが意見を述べられたりするのか、一方的に説明会があるのか。

運営開始前の地域説明会の開催というのは、活用事業者が運営開始前に、本市と協議の上、うんぬんとあるが、地域住民を対象とした地域説明会を開催するっていうのは、どういう内容で開催するのか。この説明会はどのタイミングか決まっているか。

(区) 時系列は、審査は、提案内容を有識者が選定する。選定されて事業者が決まってから、事業者が実際の内容を地域の皆さまにご説明することになるので、説明会は審査の後になる。

(地) 地域説明会の時に、A案、B案、C案という形で、私たちに説明があるのか、決まった内容で説明があるのかということ。

(地) もう事業者を決めてから事業者がプランニングや良いところを、地域に説明するようなこと。どの業者かは、役所が決めるということ。

(区) 有識者は、防災のことについても詳しい方を選定している。評価基準に基づいて評価をいただき、最終、一番良い提案が決まる。

事業者が提案に基づき、建物の設計や運営方法を決め、それを地域の方々に説明することになる。特に防災に関しては地域の皆さんと密に連携することを求めている。

当然事業者も収益を上げる必要があるので、その中でどこまで地域の方々の話を聞いた防災計画を練れるのかといったことになると思う。

我々行政としては開始前に地域の方々にきちっと説明をすることを求めていくということになる。

(地) それで今の事業計画でいうと正直言って我々はいつかできるのか、時期が一番心配である。

この10年後なんか、正直今の御説明では一切わからない。だから地域の人から聞かれてもいつできると答えられない。その辺は具体的に言うと。

正直言って、建築プランニングから設定して建物ができるとなると、結構時間がかかると思うので、2、3年なのか、それが見えない。

だから、正直家族にも「もと西は5年後に綺麗になるよ」と言うのか、「2年後なのか」、その辺が具体的に答えられると良い。

(区) 先ほど少し申し上げた通り、今スタートに立ったところかなという認識である。やはり事業者様がこの内容を見て、どういった内容を考えて、どういう運用をしていくのか。実際に設計施工というのは、それなりにかかると思う。1万3,000㎡の敷地があるので、それなりの建物を建てる可能性もある。

1万3,000㎡を使ったとしても、例えば地下を作る作らないによっても工期が変わる。今の段階で、我々もいつまでに作り上げろというのは、指定ができていないことは大変申し訳なく思うが、やはり提案の内容によるというお答えになる。

(地) 事業者を決める時に、事業計画の中で当然彼らは建物を建てて収益を上げる計画を出すはず。審査の時に、大体の時間というのが分かってくると思う。この会社は、何年に事業化していくのか。その辺のところは、9月前後には分かってくる。

(区) おっしゃる通り、提案内容の中での実現性というのも審査項目に入っているんで、あくまで提案レベルではあるが、収支計画もこういう形で、キャッシュフローもこうなっていくということが出てきて、実現性があるかというのが、有識者会議の中の経理部門を見る方もいるので、一定の提案レベルの中である程度は見られると思う。

(地) ただ、人手不足であるとか、そういうことで計画が遅れる可能性は非常に高いと思う。

淡路駅もそうだが、何年伸びたということを考えると、地域の人には不信感を持っている。その辺のことを配慮いただいて、早めにそういう情報を頂きたい。

それともう1つ、9月までしかもと西淡路小学校は使えないということで、もうすでに走ってる所があって、避難訓練どうしたら良いのか。今年の避難訓練どこへ行ったら良いのかということを、具体的には打ち合わせが出来ていないが、どういう内容で訓練していくのか。

建設を待つわけにはいかない。人は1年2年でもう忘れてしまうので、そのあたりをこれから考慮して防災計画、これは役所の方と進めさせていただきたい。

(区) 具体の避難計画については、区役所としても、当然地域と実効性のある計画を考えていきたいと思う。一方で事業者側に求めているところもある。平たい言い方をすると、例えば、広い駐車場にするとした時には、短い期間だけが使えず、あとはまた避難所として使える。そういうことをすると、数ヶ月という話になるかもしれない。ただもう全部やり替える、ものすごい地下を作るというようになると、それこそ何年という。

資材高騰とか人手不足とかいうところで、工程がどんどん伸びていくような今の状況の中で、それが何年でできますかとかいうのは、言えない。

(地) 私は理解するが、やっぱりアウトラインというか、タイムスケジュールとか、マイルストーンを置いてもらわないと。我々は理解するけども、住

民から聞かれた時に答える術がない。

このくらいにできるとかいうことがやっぱり、市民の方も安心してもらえるように。

(区) 具体的な時期が言えるようになれば、そこはすぐにお話させていただきたいと思う。あと、長い期間の場合であるが、例えばもう何年使用できない可能性が高いということを想定しておく必要があると思う。その場合、分散の避難計画という形にしたときに、この地域の人達は、ここに、この地域の人はこちらに避難ということを想定して、動いていかないといけないと思うので、その辺の考え方については、また地域と話し合いをさせていただきたい。

(地) 私自身も、避難所は絶対という考え方はしていない。だから、今の想定震度から言うたら、ほぼ7割8割の建物は残ると思う。避難を勧めるようにはしているが、やっぱり高齢の人が心配ですし、それと要支援者、要援護者の対応ということで、その辺も含めて、今回のお話をベースにしながらどういう風にしていくかを進めさせてもらう。

(地) ある程度納得はしたが、1つだけ言っておきたいのは、もと西淡路小学校が私の町会の区域の中にある。

やはり高齢者の方が多い、以前の台風の時とかも避難された。その方たちは、もと西淡路小学校に避難すれば大丈夫という意識を持っておられるので、その辺をいつから使えなくなるかという、もし使えなくなったら、その後何かあったらどこに行く、淡路中学校行ってください、それらのことをちゃんと伝えてあげないと、何かあった時にもと西淡路小学校へ行かれる可能性が十分あるんで、その辺のところを詳しく決めてもらって、そういうことを詳しく教えていただきたいと思う。

(区) おっしゃっていただいたとおりと思うので、区役所としても少しでも早くご安心いただけるように、考え方を提示できるようにさせていただきたいと思う。

(地) 9月までは西淡路小学校に逃げたら良いのか。

(区) 9月までは、西淡路小学校へ逃げたら良い。時期をはっきりさせることを優先するのであれば、9月までは、絶対使える。

その先事業者が決まって、この事業者がどんなことをするのかっていうのが今のところ、海のものとも山のものとも分からない。時期のことで言うと、もうここから先はないものと思って、分散でということであれば決められる。

でも、我々は近くにまだ使えるところがあるのであれば、できるだけ長いこと使ってほしいと思うので、今時期を特定できない。

(地) 私の口から言うのもおかしいが、この地域は過密地区である。そういうことと言うと、心配事は、火災とそれと倒壊。結構マンションが建ってきてから、多分その辺りは避難してこないと思っている。考えた時に高齢者や旧耐震の建物があったりして、そういう人たちをどう支援して行くと考えているか。考え方としては、9月まではもと西で、9月以降はどうなるかわからないが、いざと言う時は淡路中学校と言うように決定していかないと、バラバラの情報が流れてしまいそう。その辺をお願いする。

(区) 承知した。
他に質問はないか。
本日の説明会については、これにて終了する。

6 閉会